

奨学金返還支援 Q & A

Q. 市内に住んでいるが、市外の企業（事業所）に勤務している。補助金交付の対象となるか。

A. 対象外です。対象は、市内に住み、市内の企業（事業所）にて就業している方です。

Q. 育児休暇や療養休暇等の期間は、補助金交付の対象となるか。

A. 離職しておらず、申請の前年度に奨学金を返還している場合には、対象となります。なお、就労証明書（様式第2号）の提出が必要です。

Q. 奨学金を繰上返還していた場合、繰上返還分も補助金交付の対象となるか。

A. 対象外です。補助金交付の対象となるのは、返還計画に基づき、申請の前年度に返還した額です。

Q. 申請資格にある正規雇用の定義は。

A. 小美玉市奨学金返還支援補助金交付要綱において、「期間の定めがない雇用であって、中小企業その他の事業者が定める労働基準法第9章に定める就業規則その他これに類するもので定める常勤の労働時間を勤務し、かつ、1週間当たりの勤務時間が35時間以上のものをいう。」と規定しています。